

福井県報

号外第 49 号
令和 7 年
6 月 17 日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（県立病院）……………1

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月17日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品および役務（以下「調達物品等」という。）の名称および数量
内視鏡・超音波システムの更新および保守業務 一式

(2) 調達物品等の内容

入札説明書および内視鏡・超音波システムの更新および保守業務調達仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限

令和7年9月30日（火）

(4) 保守期間

機器納入日から令和14年9月30日

この場合に福井県において翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額に減額または削除があった場合は、この契約は解除する。

(5) 納入場所

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院 マシン室ほか

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者 イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者 ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者 エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者 オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 (6) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。 (7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。 (8) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項の規定により医療機器の修理業の許可を受けている者であること。 (9) 機器の故障時に速やかに対応する必要があるため、営業所から病院までの所要時間がおおむね1時間以内であること。 3 電子入札の実施 入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。 なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願により契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。 4 入札説明書等の交付等に関する事項 (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先 〒910-8526 福井県福井市四ツ井2丁目8番1号 福井県立病院経営管理課利用環境サービス室 電話 0776-57-2944 (2) 入札説明書等の交付期間	令和7年6月17日（火）から令和7年7月2日（水）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の8時30分から16時まで (3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。 5 資格の確認に関する事項 この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書に定めた様式）を次のとおり提出し、この入札に関して契約担当者の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。 (1) 申請書等の提出期間 令和7年6月17日（火）から令和7年7月2日（水）まで（休日を除く。）の8時30分から16時まで (2) 申請書等の提出方法 ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者 電子入札システムを使用して送信する。 なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。 申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。 イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者 提出期間内に、次の提出先に郵送（民間事業者を含む。）または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。 （提出先） 4(1)と同様とする。 (3) 資格の確認の通知 資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。 6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時 (1) 入札書の提出方法 ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
--	---

5(2)アと同様とする。 イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者 下記(ア)から(エ)の要領で作成し、持参または郵送すること（郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること。）。 (ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。 (イ) 入札書を、当該入札案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し、「入札書（内訳書）在中」と朱書した内封筒に封入すること。 (ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該入札案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し「入札書（内訳書）在中」と朱書した外封筒に封入すること。 (エ) 提出場所 4(1)と同様とする。 (2) 入札書の提出期間 令和7年7月28日（月）8時30分から17時まで 令和7年7月29日（火）8時30分から16時まで（必着） (3) 開札日時 令和7年7月30日（水）10時00分 (4) 開札場所 福井県立病院 中会議室1 7 入札書に記載する金額 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 なお、入札金額は、調達物品に要する一切の諸費用を含むものとする。 8 落札者の決定に関する事項 この入札に係る調達物品等の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地 〒910-8526 福井県福井市四ツ井2丁目8番1号 福井県立病院経営管理課利用環境サービス室 電話 0776-57-2944 10 その他 (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに	通貨 日本語および日本国通貨とする。 (2) 入札保証金および契約保証金 福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）第75条において準用する福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。 (3) 入札の無効 福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。 (4) 契約書作成の要否 要 (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。 なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき指名停止等の措置を講じることがある。 (6) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所 ア 申請者の受付時期 休日を除き、随時申請を受け付ける。 イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県会計局会計課 総務第三グループ 電話 0776-20-0253 (7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は入札説明書等による。 11 Summary (1) Nature and quantity of the services to be procured Renewal and maintenance of endoscope and ultra sonic systems 1set (2) Date,Time of Bidding 10:00 AM 30th July 2025 (3) Deadline for delivery 30th September 2025 (4) Period of contract
---	---

From day of contract to 30th September 2032

(5) The place for delivery and contact point for the notice

Property management division,Fukui Prefectural Hospital,2-8-1

Yotsui,Fukui city,Fukui Prefecture,910-8526,Japan.

TEL 0776-57-2944